

デジタル市場競争会議の開催について

〔令和元年9月27日
デジタル市場競争本部決定〕

1. デジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官
副 議 長 経済再生担当大臣
構 成 員 公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、総務大臣、経済産業大臣及び議長が指名する国務大臣並びに公正取引委員会委員長並びにデジタル市場に関し優れた識見を有する者のうちから議長が指名する者
3. 議長は、未来投資会議議員の代表者をオブザーバーとして出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。